

# 国保・高齢者医療だより

## 保険証が新しくなります

### 限度額適用・減額認定申請 を忘れずに！

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者証が、8月から新しくなります。（7月中旬に郵送します。）

8月から医療機関等を受診される場合は、氏名・生年月日等を確認のうえ、新しい保険証を提示してください。

## 保険証と高齢受給者証を

### 一体化しています

70歳から74歳までの方には、保険証と高齢受給者証を兼ねた一体型の保険証を交付しています。医療機関等を受診されるときは、一体型の保険証のみを提示することにより、各負担割合で受診することができます。

なお、更新の方は、8月中旬手続きをして下さい。（後期高齢者医療制度の方は保険証と一緒に発送するので申請は不要です。）

新規・更新の手続きには保険証と印鑑が必要です。

7月中旬に「国民健康保険税納税通知書」・「後期高齢者医療保険料決定通知書・納入通知書」をそれぞれ郵送します。納期を確認の上、納め忘れのないようお願いします。

なお、平成29年度の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の税率等は下表のとおりです。

また、世帯の所得状況によって、税及び保険料の軽減制度があります。軽減の適用を受けるためには、所得申告が必要となります。

詳細については、町ホームページも併せてご覧ください。

## 納税・納入通知書を お送りします

納付には便利な  
口座振替を！



○問合せ	町民課国保年金係
町民課税務係	(72)2112
	(72)2113

区分	国民健康保険税			後期高齢者 医療保険料 (千葉県内均一)
	医療保険分	後期高齢者 支援分	介護保険分	
所得割額	7.0%	2.4%	1.8%	7.93%
資産割額	25.0%	—	—	—
平等割額	25,000円	—	—	—
均等割額	26,000円	11,000円	15,000円	40,400円
賦課限度額	540,000円	190,000円	160,000円	570,000円